

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
一般社団法人鳥取県警備業協会会長
部落解放鳥取県企業連合理事長
鳥取県技能士会連合会長

様

鳥取県県土整備部技術企画課長
(公 印 省 略)

公益財団法人鳥取県建設技術センター帽子取第2事業所の建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更について（通知）

公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下、「建設技術センター」という。）が運営する帽子取第2事業所において、令和5年4月1日以降受入の建設発生土から投棄料が改定されることに伴い、下記のとおり対応することとしたので通知します。

（担当：技術調査担当 山根 電話0857-26-7808）

記

1 建設発生土投棄料の改定内容

（改定前） 令和5年3月31日までの受入残土 1, 350円/m³（税抜）

（改定後） 令和5年4月1日以降の受入残土 1, 650円/m³（税抜）

2 建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更

令和5年4月1日以降に搬出する建設発生土については、改定後の投棄料で設計変更する。

（1）発注者は、令和5年4月1日以降に残土搬出する工事を対象に、別添工事打合せ簿により設計変更について指示する。

（2）受注者は、発注者からの指示により、令和5年3月31日までに搬出した残土量を確認できる資料（建設技術センターが発行する残土受入伝票）及び令和5年4月1日以降に残土を搬出していることが確認できる資料（令和5年4月1日以降の初回の残土受入伝票）を発注者に提出する。

（3）発注者は、受注者から提出された資料に基づき令和5年4月1日以降に搬出する残土量を算出し、改定後の建設発生土投棄料で設計変更する。

